

# 「食都神戸」実践モデル活動支援事業

## 平成 30 年度募集要領

神戸市経済観光局

### 1 事業の目的

農漁業の 6 次産業化や農商工連携など、農漁業の経営スタイルが急速に多様化しているなかで、神戸市内においても、新たな品目の生産や農水産物の加工に取り組む農漁業者、地産地消にこだわりをもつ飲食店、地場産食材による新たな商品開発に取り組む企業など、神戸の農漁業と連携した新たな事業展開が広がりつつあります。

一方、神戸市では、平成 27 年度から「食都神戸 2020」を掲げ、農漁業者や食関連事業者、一般市民が「神戸の農漁業や食」に対する意識を高め、積極的に活用することで、国内外から神戸が新たな食文化の都として注目される街づくりをすすめています。

この「食都神戸 2020」に共感し、神戸の風土で育まれた様々な食を活用して、「地産地消の推進」や「世界への神戸ブランドの発信」を目的に、市民や事業者が実施するモデル的な活動を、市としてサポートします。

### 2 本要領の目的

この要領は、平成 30 年度「食都神戸」実践モデル活動支援事業の事業対象者の募集にあたり必要な事項を定めます。

### 3 対象となる事業内容

対象となる事業内容は次のとおりとします。

#### (1) 事業メニュー 1

神戸の新たな特産物づくりや神戸産農水産物を活用した新商品・新サービスの開発

(例 1) 日本初となる新たな果物の栽培と加工品の開発など

(例 2) 環境教育を取り入れた新たな漁業体験プログラムの実施など

#### (2) 事業メニュー 2

神戸の街で新たな「食」の価値の創造につながる先進的な活動

(例 1) 市民と複数の飲食店とで取り組む市内産食材を活用した神戸料理の研究など

(例 2) 外国人観光客を対象とした地域食材にこだわったメニュー展開など

### 4 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は次のとおりとします。

#### (1) 事業メニュー 1

補助対象経費の 2 分の 1 以内（1 事業あたりの上限金額 50 万円）

#### (2) 事業メニュー 2

補助対象経費の 2 分の 1 以内（1 事業あたりの上限金額 100 万円）

※上記 1、2 ともに審査結果により、補助金額が減額となる場合があります。

### 5 補助対象者及び受益者

補助対象者及び受益者は次のとおりとします。ただし、同一年度内での同一事業主体による重複した応募は認めません。

### (1) 事業メニュー 1

補助対象者：市内農漁業者、または市内農漁業者と連携する民間事業者等

受 益 者：事業効果が、市内農漁業者 3 戸以上に対して見込まれること

※市内農漁業者とは、市内に居住、または農漁業の拠点を有する農漁業者のこと

### (2) 事業メニュー 2

補助対象者：市内に拠点を有する 10 社（名・団体）以上の協議会・組合・任意団体等

受 益 者：事業効果が、市内農漁業者および民間事業者 10 戸（社）以上に対して見込まれること

## 6 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は、原則、次のとおりとします。

(1) 試験研究費…研究機関への委託、分析診断費等

(2) 事例調査費…マーケティング調査、先進地の事例発表会等

(3) 技術習得費…専門家への謝礼、スタッフの研修費等

(4) 設備導入費…簡易な設備・機械の導入等（全体事業費の過半を占める場合はリースを原則とする）

(5) 販路開拓費…商品お披露目会の開催、展示商談会等への出展等

(6) 情報発信費…ウェブデザイン、パンフレット制作費等

## 7 事業対象とならない者

次のいずれかの項目に抵触した場合は対象外とします。

(1) 地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。

(2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。

(4) 代表者及び役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中の法人でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している法人でないこと、または役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人ではないこと。その他、神戸市契約事務所等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）第 5 条各号に該当する法人でないこと。

## 8 事業期間

平成 30 年度内（平成 31 年 3 月 31 日まで）に完了することとします。

※事業メニュー 2 については、同一事業で、最長 3 年間の補助を受けることができます。希望する場合、事業計画書（様式 2-2）に 3 年間の事業計画を記載してください。（応募は、単年度毎に必要です）。

## 9 応募方法

### (1) 応募書類及び提出方法

次の書類を応募窓口まで郵送いただくか、ご持参ください。

- ① 応募申請書（応募様式第1号）
- ② 事業計画書（応募様式第2（-1または-2）号）
- ③ 収支予算書（応募様式第3号）
- ④ 団体概要書（応募様式第4号）

添付書類：ア.定款・規約など イ.その他、団体の事業や活動が分かるパンフレット等

- ⑤ 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書（様式第5号）

①～⑤の応募書類は、神戸市ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2018/05/20180518143101.html>

### (2) 応募窓口

神戸市経済観光局農政部農水産課

【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館8階

【電話】078-322-5355

### (3) 応募期限

平成30年6月15日（金）17:30必着

### (4) その他

応募書類提出後、必要に応じてヒアリングを実施します。

## 10 事業者の決定

「食都神戸」実践モデル活動支援事業審査要領に基づき、応募書類および応募団体によるプレゼンテーションをもとに実現性、事業効果を審査し、外部委員による意見を踏まえて、市が事業採択の可否を決定します。

## 11 事業の流れ（予定）

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 応募          | 平成30年5月18日（金）～平成30年6月15日（金）      |
| (2) 事業者選考会      | 平成30年6月下旬                        |
| (3) 事業者決定通知     | 平成30年7月上旬                        |
| (4) 補助金交付申請     | 事業者決定後                           |
| (5) 補助金交付決定     | 交付申請書後、1か月以内                     |
| (6) 事業開始        | 交付決定後（補助金の概算払いも可）                |
| (7) 実施状況報告      | 平成30年11月1日（木）～平成30年11月30日（金）     |
| (8) 事業実績報告      | 事業完了後30日以内、または平成31年3月31日のいずれか早い日 |
| (9) 補助金額の確定     | 事業実績検査後                          |
| (10) 補助金交付または精算 |                                  |

## 12 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、神戸市補助金等の交付に関する規則に定めます。